

H30.4.1サービス利用分～ 総合事業の単価・報酬 の変更について

平成30年度からの「介護予防・日常生活支援総合事業」事業者説明会

鯖江市、越前市、池田町、南越前町、越前町

平成30年1月18日（木）

現行相当サービスにおける 基本報酬について①

(参考) 丹南5市町サービス類型一覧表「A3用紙」

通所型サービスについて、

要支援2で**週1回**程度利用する場合の

月額**1,647**単位、1回単価**378**単位を導入

現行相当サービスにおける 基本報酬について②

「月額」「1回単価」「日割り」

の設定があるが、**原則「月額」**で算定する。

● H30年度～追加点

※週1回程度利用予定の人が当月 **3** 回以上利用した場合

週2回程度利用予定の人が当月 **5** 回以上利用した場合

(入退院を伴わない体調不良や利用者の都合による欠席の場合)

⇒ 「月額」を用いる。

ただし、次のページ、1回単価を用いる場合に留意する。

● 1 回単価を用いる場合

① 月途中の利用者との契約開始・解除（転出入を除く）

※参考：平成28年3月31日付厚生労働省事務連絡「介護保険事務処理システム変更に係る参考資料の送付について（確定版）」
…★印の部分

② 月途中の入院による利用中止および退院による利用開始

● 日割りを用いる場合

上記①・②以外の月途中の事由については、平成28年3月31日付厚生労働省事務連絡「介護保険事務処理システム変更に係る参考資料の送付について（確定版）」に基づき、日割りにて算定をする。

終わりに…

今回の説明会においては、平成30年1月18日時点の決定事項に基づき、資料を作成しております。今後、国の動向（H30年度の介護報酬改定額等）を考慮し、金額等の改定の可能性があります。

総合事業の指定更新申請 について

平成30年度からの「介護予防・日常生活支援総合事業」事業者説明会

鯖江市、越前市、池田町、南越前町、越前町

平成30年1月18日（木）

(1) 現行相当サービス

旧介護予防訪問介護に相当するサービス

旧介護予防通所介護に相当するサービス

- ▶ 現在、県の「みなし指定」を受けている事業所
- ▶ 現在、市町において「現行相当サービス」の指定を受けている事業所

・・・**更新申請が必要**

指定書に記載されている指定有効期限に関わらず、平成30年3月31日をもって指定は終了となりますので、各市町へ指定更新申請を提出する必要があります。

※「みなし指定」とは・・・「平成27年3月31日において、介護予防訪問（または通所）介護等に係る指定介護予防サービスの事業者は、総合事業による指定事業者の指定とみなす。（改正法附則第13条）

※「みなし指定」を受けた事業者について、平成30年4月以降も事業を継続する場合には、市町村から総合事業の指定の更新を受ける必要がある。（総合事業ガイドラインより）

- ▶ **新たに、総合事業の指定を受ける事業所**

・・・**新規申請が必要**

平成30年4月以降、新たに指定を受ける事業所は、各市町へ指定の新規申請を行ってください。

(2) 緩和した基準によるサービス (市町独自基準) ※越前市では、短期集中予防サービスも同様

▶ 現在、各市町の総合事業の指定を受けている事業所

・・・更新申請が必要

指定書に記載されている指定有効期限に関わらず、平成30年3月31日をもって指定は終了となりますので、各市町へ指定更新申請を提出する必要があります。

▶ 新たに総合事業の指定を受ける事業所

・・・新規申請が必要

平成30年4月からの指定を受ける事業所は、各市町へ指定の新規申請を行ってください。

平成30年4月以降の指定申請について

前頁	現在の指定 (訪問・通所)	サービス コード	現在の 指定終了日	必要な手続き
(1)	みなし指定	A 1 ・ A 5	平成30年3月31日	みなし指定は終了するため、平成30年4月以降、現行相当サービスの指定 更新申請 が必要となります。
	現行相当サービス	A 2 ・ A 6	平成30年3月31日	平成30年2月1日～2月28日までに 更新(または新規)申請 が必要となります。
(2)	緩和した基準による サービス (市町独自基準)	A 3 ・ A 4 A 7 ・ A 8	平成30年3月31日	平成30年2月1日～2月28日までに 更新(または新規)申請 が必要となります。

★**現在、指定を受けているすべてのサービスについて、平成30年3月31日をもって、指定期間が終了します。**

平成30年4月以降にサービスを継続する場合は、それぞれのサービスについて、各市町への指定申請が必要となります。

申請更新受付期間

- ▶ 平成30年4月以降も引続き事業をする場合

平成30年2月1日（木）～2月28日（水）

- ★この期間に更新申請をしない場合、平成30年4月分からの事業が継続できなくなりますので、期間内に必ず書類を提出してください。

更新後の有効期限は原則6年です。

※ただし、今回の指定更新に限り、次のページの取扱いとします。

指定有効期間について

※今回の指定更新に限り、「現行相当サービス」の指定期限は、
 一体的に運営する「訪問介護」
 一体的に運営する「通所介護」または「地域密着型通所介護」
 の「指定有効期限まで」とします。

【例】現在、平成26年4月1日～平成32年3月31日までの訪問介護の指定を受けている事業者の場合…

区分	H26.4.1～ H27.3.31	H27.4.1～H30.3.31	H30.4.1～H32.3.31	H32.4.1～H38.3.31
「現行相当サービス」の指定 (市町への申請)		みなし期間	※今回の指定期限は、下記の指定期限同様、H32.3.31までとなる。 (2年)	指定期間 (6年)
一体的に運営する「訪問介護」の指定 (県への申請)	指定期間 (6年)			指定期間 (6年)

【上記例の場合】現在、平成26年4月1日～平成32年3月31日までの訪問介護の指定を受けている事業者の場合、「現行相当サービス」の指定期限は、一体的に運営する「訪問介護」の指定期限日と同様、平成32年3月31日までとなります。

事業所指定の随時受付

平成30年5月1日以降、事業を新たに開始する場合は、随時受付します

毎月1日～15日（15日が閉庁日の場合は前倒しになります。）に申請を受付し、翌月の1日以降が指定日となります。

申請受付期間

毎月1日～15日

（15日が閉庁日の場合は前倒し）



指定日

翌月1日

（原則）

様式等

新規や更新申請書類の様式は各市町のホームページに掲載します。

- ▶ **鯖江市**
http://www.city.sabae.fukui.jp/kenko_fukushi/koreishafukushi/sogojigyo
鯖江市トップページ⇒「健康・福祉」⇒「高齢者福祉・介護保険」⇒「総合事業」
- ▶ **越前市**
<http://www.city.echizen.lg.jp/office/050/060/sinnsougoujigyou.html>
- ▶ **池田町**
<http://www.town.ikedafukui.jp/kurashi/kaigo/1211/index.html>
- ▶ **南越前町**
<http://www.town.minamiechizen.lg.jp/kurasi/102/122/index.html>
- ▶ **越前町**
<http://www.town.echizen.fukui.jp/kourei/02/05/p004154.html>

■ 総合事業における給付費の請求（サービスの種類）について

※平成30年4月提供分からの請求については、サービスコードA1・A5は使用できませんので、ご注意ください

(1) 訪問型サービスの場合

No.	コード	種類	内容
1	A1	訪問型サービス (みなし)	総合事業のみなし指定を受けた事業所が請求するサービス種類。
2	A2	訪問型サービス (独自)	市町村が独自に単位数・地域単価を規定するサービス種類。単位数・地域単価以外は国の規定。
3	A3	訪問型サービス (独自/定率)	市町村が独自に内容を規定するサービス種類。利用者負担は定率。
4	A4	訪問型サービス (独自/定額)	市町村が独自に内容を規定するサービス種類。利用者負担は定額。

(2) 通所型サービスの場合

No.	コード	種類	内容
1	A5	通所型サービス (みなし)	総合事業のみなし指定を受けた事業所が請求するサービス種類。
2	A6	通所型サービス (独自)	市町村が独自に単位数・地域単価を規定するサービス種類。単位数・地域単価以外は国の規定。
3	A7	通所型サービス (独自/定率)	市町村が独自に内容を規定するサービス種類。利用者負担は定率。
4	A8	通所型サービス (独自/定額)	市町村が独自に内容を規定するサービス種類。利用者負担は定額。